

定 款

令和8年 6 月 2 7 日

ZAO

特定非営利活動法人 ZAO 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 ZAOとする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を宮城県刈田郡蔵王町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、中山間地域の自然環境、土地利用及び地域資源並びに地域に蓄積された知識、技術及び経験を次世代へ継承するとともに、地域内外の多様な主体が主体的に関わることのできる仕組みを育むことにより、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 自然環境、土地利用及び地域資源の保全、維持及び継承に関する事業
 - ② 地域に蓄積された知識、技術、経験の記録、保存、体系化、継承及び活用に関する事業
 - ③ 子ども及び若者の地域参加並びに次世代育成に関する事業
 - ④ 地域資源及び地域文化の調査、記録、保存及び発信に関する事業
 - ⑤ 研修会、講習会、見学会その他学習機会の提供に関する事業
 - ⑥ 地域住民、教育機関、研究機関、行政機関その他関係団体との連携及び協働に関する事業
 - ⑦ 前各事業に附帯又は関連する事業
 - (2) その他の事業
 - ① 農畜産物の生産、加工及び販売に関する事業
 - ② 地域資源の維持、管理及び継承に関する研究開発並びにその成果の活用及び提供に関する事業
 - ③ 地域資源を活用した教育、研修、交流及び人材育成に関する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、運営に参画する個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体

(正会員数)

第7条 正会員の数は、法令の定める員数以上とする。

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、代表理事の承認を受けるものとする。代表理事は、その承認の状況を次回理事会に報告するものとする。
- (2) 理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- (3) 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人正会員：入会金 10,000円、年会費 10,000円
- (2) 法人正会員：年会費 100,000円
- (3) 賛助会員（個人）：入会金 3,000円、年会費 3,000円
- (4) 賛助会員（法人）：年会費 30,000円
- (5) 学生が正会員又は賛助会員として入会する場合：入会金無料、年会費無料

2 入会金及び会費の徴収方法その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第12条 出席正会員の議決権の3分の2以上の議決により、会員を除名することができる。除名にあたっては、当該会員に対し理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 本法人の名誉を著しく毀損したとき
- (2) 本法人の目的又は定款に違反する行為を行ったとき
- (3) 本法人の運営に重大な支障を及ぼしたとき

前項の判断にあたっては、客観的事実に基づき総会において審議するものとする。

(会費等の不返還)

第13条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第16条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、本法人を代表しない。

3 代表理事に事故があるときは理事会が職務代行者を選任し、代表理事が欠けたときは速やかに代表理事を互選するものとする。

4 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者がかけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 理事及び監事は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の解任は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 本法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) 心身の故障その他の事由により職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 法令又は定款に違反したとき

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第21条 本法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

(利益相反の禁止)

第22条 理事は、自己又は第三者の利益を図る目的で、本法人と利益が相反する行為を行ってはならない。

2 理事又は理事と利害関係を有する者が本法人と取引を行う場合には、理事会

の承認を受けなければならない。

3 前項の承認に際して、当該理事は議決に加わることができない。

4 当該取引の内容は、議事録に記録し、必要に応じて開示するものとする。

(関連当事者取引)

第23条 本法人は、理事、監事又はこれらの関係者が関与する法人その他の団体と取引を行う場合には、当該取引の内容、条件及び必要性について理事会において十分に審議し、その公正性及び合理性を確保しなければならない。

第5章 総会

(種別)

第24条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他本法人の運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又

は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、総正会員の過半数の出席（オンライン会議システムその他適切な方法による出席及び委任状による出席を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員1名に限り、その表決権の行使を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 白紙委任状（議長一任その他意思表示を特定しない委任）は、これを認めない。

（議事録）

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印し、又は電磁的方法により認証しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

第6章 理事会

（構成）

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第35条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行
- (3) 総会の議決を要しない業務執行に関する重要事項

(4) その他本法人の運営に関し必要な事項

(開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意がある場合は、この限りではない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席（オンライン会議システムその他双方向かつ即時に意思疎通が可能な方法による出席を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事全員の同意がある場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され

た事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印し、又は電磁的方法により認証しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第46条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第47条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計2種とする。

（事業計画及び予算）

第48条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益及び費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第52条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、理事会が別に定める額を超える借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第56条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国、地方公共団体、学校法人又は特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第58条 本法人の公告は、本法人のウェブサイトに掲載して行う。ただし、法令により官報掲載が必要な場合はこの限りでない。

第10章 雑則

(細則)

第59条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

第11章 附則

(施行)

第60条 本定款は、設立の登記の日から施行する。

(設立当初の役員等)

第61条 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 南條 裕美

理事	松崎 良一
理事	宮内 誠
監事	佐藤 昭

2 本法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画等)

第62条 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

2 本法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

(創設正会員の特例)

第63条 設立総会において設立時正会員として承認された者については、第9条の規定にかかわらず、入会金及び年会費を免除する。

(法令の準拠)

第64条 本定款に定めのない事項は特定非営利活動促進法その他関係法令に従う。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 ZAO

役 名	(ふ り が な) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
代表理事	なんじょう ひろみ 南 條 裕 美		無
理 事	まつざき りょういち 松 崎 良 一		無
理 事	みやうち まこと 宮 内 誠		無
監 事	さとう あきら 佐 藤 昭		無

設 立 趣 旨 書

1. 設立の趣旨

近年、日本全国において人口減少、高齢化及び担い手不足が進行し、とりわけ中山間地域では遊休・荒廃農地、草地その他の未利用地の増加が深刻な課題となっている。これらの未利用地は、土地の荒廃や景観の悪化のみならず、生物多様性の低下、流域環境への影響及び地域コミュニティの衰退など、多面的な課題を生じさせている。

また、地域には、自然環境や土地利用に関する知識及び技術だけでなく、地域の暮らしを支えてきた知識、技術及び経験が蓄積されてきた。しかしながら、人口減少及び高齢化の進行に伴い、それらを次世代へ継承する機会は減少している。特に、子ども及び若者が地域資源の維持管理や活用に主体的に関わる機会は限られており、地域資源を継承する担い手だけでなく、地域の将来を自ら考え行動する自治の基盤そのものが弱まりつつある。

このような課題に対し、地域住民、子ども及び若者、教育機関、研究機関、行政機関その他の関係者が協働し、地域資源の維持及び継承に取り組む仕組みを構築することが求められている。そのためには、傾聴、共感及び対話を通じて主体性を育み、多様な主体が相互理解を深めながら地域の将来について考え、協働できる関係性を育むことが重要である。

また、日本短角種、山羊その他地域条件に適した家畜等を活用した放牧は、未利用地の維持管理、景観形成、地域資源循環及び地域環境保全に有効な手法である。さらに、近年発展する拡張知能、センシング技術、無人機技術その他の情報関連技術は、地域資源の状況を可視化し、多様な主体による参加及び合意形成を支援する可能性を有している。

本法人は、これらの実践を通じて、中山間地域の自然環境、土地利用及び地域資源並びに地域に蓄積された知識、技術及び経験を次世代へ継承するとともに、地域内外の多様な主体が主体的に関わることのできる仕組みを育み、持続可能な地

域社会の形成に寄与することを目的として設立するものである。

2. 主な活動

本法人は、前項の目的を達成するため、主として次の活動を行う。

- (1) 自然環境、土地利用及び地域資源の保全、維持及び継承に関する事業
- (2) 地域に蓄積された知識、技術、経験の記録、保存、体系化、継承及び活用に関する活動
- (3) 子ども及び若者の地域参加並びに次世代育成に関する活動
- (4) 地域資源及び地域文化の調査、記録、保存及び発信に関する活動
- (5) 研修会、講習会、見学会その他学習機会の提供に関する活動
- (6) 地域住民、教育機関、研究機関、行政機関その他関係団体との連携及び協働に関する活動

また、本法人は、前記活動の継続的な実施を支えるため、農畜産物の生産、加工及び販売並びに地域資源の維持、管理及び継承に関する研究開発成果の活用及び提供を行う。

これらの活動の実施に当たっては、放牧その他地域資源を活用した未利用地の維持管理、対話及び協働による合意形成、並びに拡張知能、センシング技術、無人機技術その他の情報関連技術の活用を通じて、地域資源の継承及び持続可能な地域社会の形成を推進する。

3. 今後の展望

本法人は、放牧をはじめとする地域資源管理の実践を基盤として、子ども及び若者が地域資源の維持管理や活用に主体的に関わることのできる仕組みづくりを推

進する。

また、地域住民、教育機関、研究機関、行政機関その他関係者との連携を深め、多様な主体が継続的に学び、実践し、支え合いながら地域資源を継承する地域社会の形成を目指す。

さらに、拡張知能、センシング技術、無人機技術その他の情報関連技術を活用し、地域資源の可視化及び科学的評価を進めることで、持続可能な地域資源管理モデルの構築と普及に取り組む。

4. 結び

本法人は、中山間地域の自然環境、土地利用及び地域資源並びに地域に蓄積された知識、技術及び経験を次世代へ継承するとともに、地域内外の多様な主体が主体的に関わりながら地域の未来を支える仕組みを育むことにより、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目指す。

以上の理念の下、本法人を設立する。

令和8年6月27日

特定非営利活動法人 ZAO

設立代表者

住所又は居所 亶理郡亶理町逢隈田沢早川 6

8 番地 2

氏 名 南條 裕美

令和 8 年度（初（次）年度）事業計画書

特定非営利活動法人 ZAO

1 事業実施の方針

本法人は、中山間地域の自然環境、土地利用及び地域資源並びに地域に蓄積された知識、技術及び経験を次世代へ継承するとともに、地域内外の多様な主体が主体的に関わることのできる仕組みを育むことにより、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

設立当初の事業年度においては、宮城県蔵王町に所在する未利用地を対象として、放牧を活用した維持管理の基盤整備を行うとともに、地域資源に関する情報収集及び記録、地域住民との連携体制の構築、子ども及び若者の参加機会の創出に取り組む。

また、本法人は、放牧その他の農業的手法を活用した地域資源管理の実践を基盤として、地域に蓄積された知識、技術及び経験の体系化並びに情報関連技術の活用を推進する。

なお、事業実施に必要な資金については、寄附金、自己資金及び金融機関からの借入れ等により確保する。

2 事業の実施に関する事項

（１）自然環境、土地利用及び地域資源の保全、維持及び継承に関する事業

内容：未利用地の維持管理、草地環境整備、放牧管理の実施

対象者：地域住民及び関係者

実施予定回数：通年

実施予定場所：宮城県刈田郡蔵王町

（２）地域に蓄積された知識、技術及び経験の記録、継承、保存及び活用に関する事業

内容：地域関係者への聞き取り調査、記録作成、知識・技術・経験の整理及び体系化

対象者：地域住民

実施予定回数：随時

(3) 子ども及び若者の地域参加並びに次世代育成に関する事業

内容：自然体験活動及び地域資源学習機会の提供

対象者：子ども及び若者

実施予定回数：年1回

(4) 地域資源及び地域文化の調査、記録、保存及び発信に関する事業

内容：地域資源調査、ドローンによる記録及び情報発信

実施予定回数：随時

(5) 研修会、講習会、見学会その他学習機会の提供に関する事業

内容：放牧管理及び地域資源管理に関する見学会

実施予定回数：年1回

(6) 地域住民、教育機関、研究機関、行政機関その他関係団体との連携及び協働に関する事業

内容：関係機関との協議、連携体制構築及び調査研究連携

実施予定回数：随時

令和 9 年度（翌年度）事業計画書

特定非営利活動法人 ZAO

1 令和9年度事業計画書

本法人は、前年度に整備した活動基盤を活用し、放牧による未利用地管理を継続するとともに、地域資源の継承活動、子ども及び若者の参加促進活動並びに地域住民との協働活動を拡充する。

また、教育機関及び研究機関との連携を深め、地域資源管理に関する調査研究及び情報発信を推進する。

主な実施事業は前年度と同様とし、参加者及び協力団体の拡大を図る。

（１）自然環境、土地利用及び地域資源の保全、維持及び継承に関する事業

内容：未利用地の維持管理、草地環境整備、放牧管理の実施

対象者：地域住民及び関係者

実施予定回数：通年

実施予定場所：宮城県刈田郡蔵王町

（２）地域に蓄積された知識、技術及び経験の記録、継承、保存及び活用に関する事業

内容：地域関係者への聞き取り調査、記録作成、知識・技術・経験の整理及び体系化

対象者：地域住民

実施予定回数：随時

（３）子ども及び若者の地域参加並びに次世代育成に関する事業

内容：自然体験活動及び地域資源学習機会の提供

対象者：子ども及び若者

実施予定回数：年1回

（４）地域資源及び地域文化の調査、記録、保存及び発信に関する事業

内容：地域資源調査、ドローンによる記録及び情報発信

実施予定回数：随時

（５）研修会、講習会、見学会その他学習機会の提供に関する事業

内容：放牧管理及び地域資源管理に関する見学会

実施予定回数：年1回

（６）地域住民、教育機関、研究機関、行政機関その他関係団体との連携及び協働に関する事業

内容：関係機関との協議、連携体制構築及び調査研究連携

実施予定回数：随時

令和8年度（初（次）年度） 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ZA0

科目	金 額 （単位：円）		
I 経常収益			
1 受取会費	0		0
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000		1,500,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等	0		0
受取民間助成金			
4 事業収益	0		0
事業収益			
5 その他収益	0		0
受取利息			
雑収益			
経常収益計	1,500,000		1,500,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
地域資源整備費	1,500,000		1,500,000
放牧地維持管理費	200,000		200,000
外周柵維持管理費	3,000,000		3,000,000
土地賃借料	200,000		200,000
調査研究費	100,000		100,000
消耗品費	50,000		50,000
保険料	50,000		50,000
事業費計	4,900,000		4,900,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
通信費	20,000		20,000
事務用品費	20,000		20,000
雑費	10,000		10,000
管理費計	50,000		50,000
経常費用計	5,000,000		5,000,000
当期経常増減額	△ 3,500,000		△ 3,500,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			△ 3,500,000
設立時正味財産額			1,500,000
次期繰越正味財産額			△ 2,000,000

令和9年度（翌年度） 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ZAO

科目	金 額 （単位：円）		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		50,000
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益			
3 受取助成金等	0		0
受取民間助成金			
4 事業収益	0		0
事業収益			
5 その他収益	0		0
受取利息			
雑収益			
経常収益計	50,000		50,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	1,008,000		1,008,000
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費	1,008,000		1,008,000
地域資源記録事業費	100,000		100,000
放牧地維持管理費	200,000		200,000
柵維持管理費	100,000		100,000
土地賃借料	200,000		200,000
調査研究費	100,000		100,000
消耗品費	50,000		50,000
普及啓発費	100,000		100,000
保険料	50,000		50,000
消耗品費	50,000		50,000
見学会・学習会開催費	100,000		100,000
事業費計	2,008,000		2,008,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
(2) その他経費	0		0
通信費	80,000		20,000
事務用品費	20,000		20,000
雑費	10,000		10,000
管理費計	110,000		110,000
経常費用計	2,118,000		2,118,000
当期経常増減額	△ 2,068,000		△ 2,068,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			△ 2,068,000
前期繰越正味財産額			△ 2,000,000
次期繰越正味財産額			△ 4,068,000